

# 令和5年度歯科保健課予算事業 (本検討会に関連する主な事業)

# 歯科医療提供体制構築推進事業

令和5年度当初予算額 2.6億円 (2.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の背景・課題

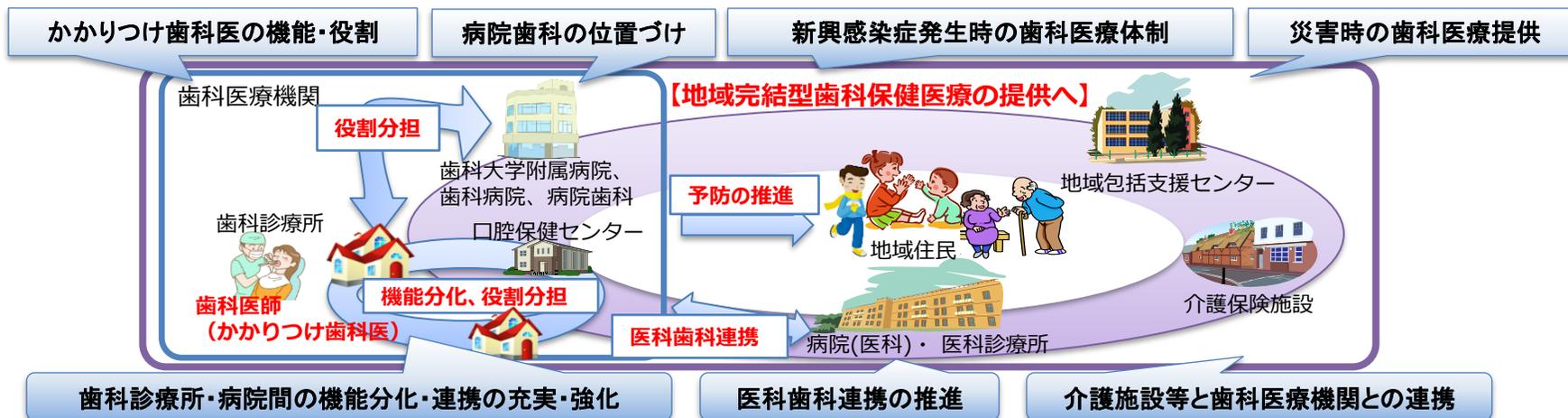
少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

## 2 事業の概要・実施主体

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取り組みを補助する。【実施主体：都道府県】

補助対象事業のイメージ (補助対象：都道府県 補助率：1/2相当)

- ・ N D B (National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース) や K D B (Kokuho Database; 国保データベース) 等を活用した地域の歯科保健医療提供状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制 (医科歯科連携体制の構築等を含む) の検討
- ・ 病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・ 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・ 障害児・者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



# 地域拠点歯科診療所施設整備事業

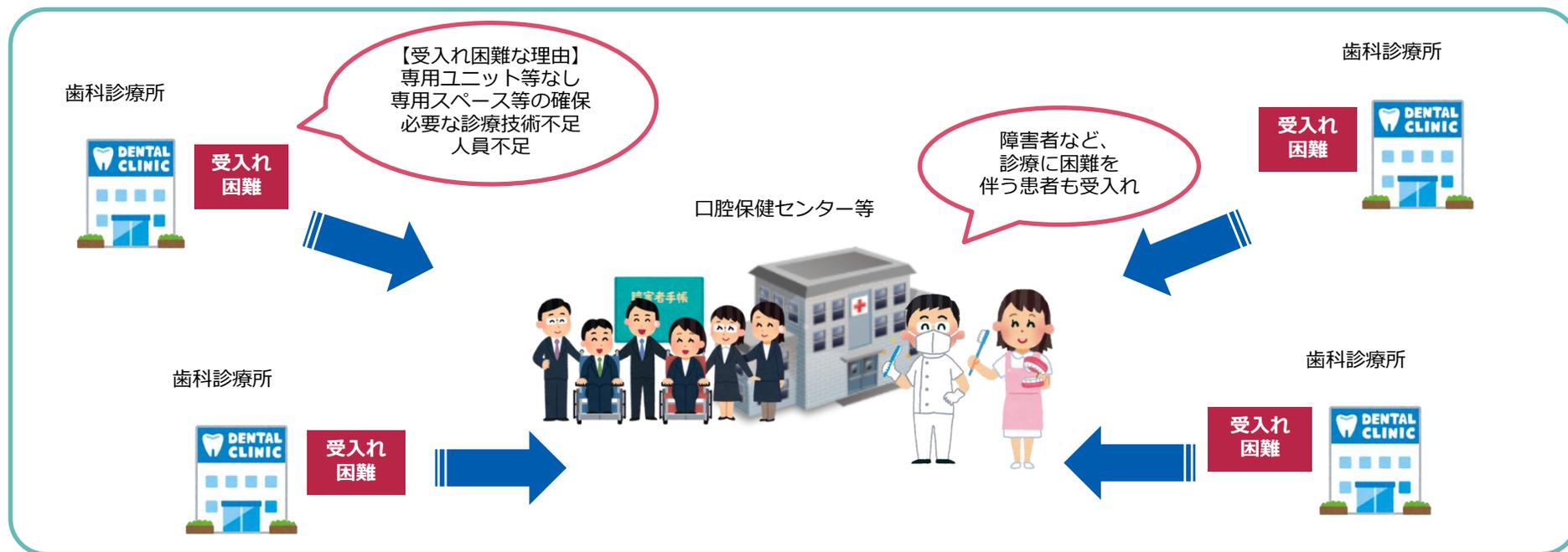
令和5年度当初予算額 医療提供体制施設整備交付金 26億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 歯科における地域医療の提供は、現在、全国に68,500か所の歯科診療所（令和元年医療施設調査）が整備され、地域の歯科疾患患者に対する診療等がなされている。
- 歯科診療を希望する患者の中には、障害者など、診療に困難を伴う患者がいるものの、地域における受入れ体制については十分とはいえない状況にある。そのため、障害者等の受入れを含め、各地域に必要な歯科分野の医療提供に対応できる拠点診療所の整備を図る。

## 2 事業の概要

一般的な歯科疾患患者の診療に加え、診療に困難を伴う障害者等の受入れも行うなど、地域（二次医療圏）における歯科疾患患者（高度・特殊治療を除く）の全てに対応した歯科の拠点診療所を整備。



# へき地等における歯科医療確保（へき地歯科巡回診療車及び離島歯科診療班派遣）

令和5年度当初予算額 4百万円（4百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

歯科医療を受ける機会に恵まれないへき地・離島に対して巡回診療や診療班を派遣し歯科医療提供体制の確保を行う。

## 2 事業の概要

### （1）へき地歯科巡回診療車運営費

- ・ 歯科巡回診療車を整備し、無医地区等又は無歯科医地区等に対する巡回診療を行い、へき地における住民の医療を確保する。
- ・ 無歯科医地区等の人口おおむね15,000人に対して一台程度を各都道府県の実情を勘案のうえ整備することを基準とする。

### （2）離島歯科診療班派遣運営費

- ・ 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士及び事務職員で診療班を編成し、一定の日程で策定した歯科診療計画に基づき予防、治療及び保健指導を行う。
- ・ 以下の基準に合致する離島に診療班を派遣する。

近接型離島：定期船の就航が1日3便以下であり、かつ、所要時間が30分以上で、容易に歯科受診できない離島

遠隔型離島：定期船の便数が極端に少ないため、受診することが極めて困難である離島

## 3 実施主体等

（1）都道府県（間接補助先：市町村・日本赤十字社、恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、北海道社会事業協会、病院又は診療所の開設者、へき地医療拠点病院の開設者）

（2）都道府県

# 歯科衛生士の人材確保推進事業

令和5年度当初予算額 88百万円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の背景・課題

- ◆ 歯科保健医療提供体制を確保する観点から、歯科衛生士の確保は必要不可欠であるが、新人歯科衛生士の離職や未就業者が多いなどの課題がある。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、臨床現場での実習の経験がきわめて少ない者が入職する可能性があり、医療安全上の課題等により、職場での業務修得に例年より時間を要するなどの影響が考えられる。
- ◆ こうした影響は、新人歯科衛生士の入職後の早期離職や指導する立場の歯科衛生士の負担増大等につながり、安定的な歯科衛生士確保を妨げる可能性が高い。このため、歯科衛生士の復職支援及び離職防止を目的として、研修施設を毎年1箇所ずつ整備している。

## 2 事業の概要・実施主体・実績

### 1) 歯科衛生士技術修練部門【実施主体：公募により選定（教育機関等）】 （3箇所で開催中）

- 歯科衛生士技術修練部門の初度整備・運営
- 歯科衛生士技術修練部門の整備・運営
- 新人歯科衛生士を対象とし、臨床現場での体験学習を主とした研修を実施。
- 歯科衛生士教育機関等に復職支援に必要な設備整備を行うとともに、研修指導者やキャリア相談を行うスタッフを配置し施設の運営を支援。



### 2) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修【実施主体：公募により選定（団体等）】 （1団体を選定）

- ・ 地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを開催する。  
（令和3年度実績：計4回実施、90名が受講）



全国共通プログラム

令和5年度当初予算額 41百万円（35百万円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の背景・課題

◆ 歯科技工士の就業率は約30%（平成30年）であり、就業歯科技工士が高齢化

① 現在歯科技工士として就業していない有資格者の離職時の年齢 ⇒ 「20～30歳未満」が約74%

② 歯科医療機関に勤務する歯科技工士

⇒ 歯科技工所に勤務する歯科技工士に比べ、職業に対する意識が高い（やりがいを感じている）者の割合が高い

**卒後早期の歯科技工士に対する離職防止及び復職支援が重要**

◆ 「歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書」（令和2年3月）において、**歯科技工士の技術修練を含む復職支援の研修体制の整備が求められている**ことが指摘されている。

◆ 研修施設となる**歯科技工士学校養成所がない都道府県がある。**

◆ 歯科診療所での研修は、義歯製作など一連の診療の見学を含むことから一定期間必要。

⇒ **研修受講者が勤務の傍ら通えるアクセスしやすい環境**が必要



## 2 事業の概要

◆ 歯科技工士学校養成所等に研修施設を整備、運営

・ 新人歯科技工士等の離職防止に資するような技術修練について、研修プログラムを策定するとともに、施設・機材を整備

◆ 歯科技工士実地研修を実施する上で必要な関係施設との調整、実施

・ 研修指導者の下、実際の患者の歯科技工の実施や歯科診療所での診療の見学等、実際の臨床の現場における研修を実施

令和4年度～  
歯科技工士の人材確保対策事業を  
3箇所で開催中



令和5年度～  
歯科技工士の人材確保対策事業  
による**研修の拡充**

歯科技工士実地研修・技術修練部門の  
実施施設を増加  
⇒ 歯科技工士の人材確保を推進

## 3 実施主体等

公募により選定（教育機関、団体等）

# 拡充 8020運動・口腔保健推進事業

令和5年度当初予算額 11億円(8.1億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- **8020運動推進特別事業**：都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行う（平成12年度から実施）。
- **都道府県等口腔保健推進事業**：「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年公布・施行）に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。
- 「骨太の方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」が求められていることも踏まえ、自治体における歯科健診等の実施体制の充実を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### 1. 8020運動推進特別事業【拡充】

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。令和5年度は、各都道府県が、次期の歯科保健計画の策定に必要な歯科口腔保健の推進に関する検討委員会の設置に係る費用を拡充する。

補助対象：都道府県 [補助率：定額]

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
  - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
  - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
  - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

### 3. 歯科口腔保健支援事業【拡充】

- 1) 国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等
  - ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
  - ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
  - ・ セミナー、シンポジウム等の開催等
- 2) 次期国民歯科保健運動の展開
  - ・ 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の開催等

### 2. 都道府県等口腔保健推進事業

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取組に対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

補助対象：都道府県、政令市、特別区、市町村  
(※補助メニューによって異なる)

補助率：1/2

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業【拡充】
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
  - I 歯科疾患予防等事業
    - ① 歯科疾患予防事業【拡充・補助要件見直し】
    - ② **歯科健診事業【新規】**
    - ③ 食育推進等口腔機能維持向上事業
  - II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療推進・技術者養成事業
    - ① 歯科保健医療推進事業【市町村補助要件見直し】
    - ② 歯科医療技術者養成事業【補助要件見直し】
  - III 歯科口腔保健推進体制強化事業【市町村補助要件見直し】
  - IV 調査研究事業
    - ① 歯科口腔保健調査研究事業【拡充・補助要件見直し】
    - ② 多職種連携等調査研究事業【補助要件見直し】

※2)の事業の実施にあたっては、都道府県は、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整する。



# 歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業

令和5年度当初予算額 66百万円（66百万円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

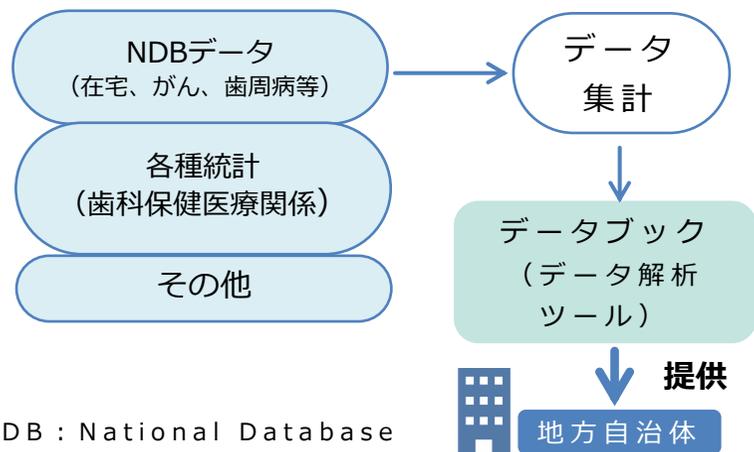
- ・ 歯科保健医療に関する地域分析に必要なデータは、様々な統計データの中に分散していたり、NDBの歯科部分の分析はあまり行われておらず、データ活用・分析が進んでいない。
- ・ 歯科保健医療施策の更なる推進のため、自治体関係者が歯科保健医療関係データを活用できるよう、歯科保健医療に関する各種データや自治体の歯科保健事業の情報収集及び精査・分析を行い、歯科保健医療データブックの作成及び歯科保健医療情報提供サイトの開発を進める。

令和5年度：引き続き、歯科保健医療データブックの作成と歯科保健医療情報提供サイトの開発に取り組む

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### 歯科保健医療データブックの作成

- ・ 歯科口腔保健医療に関する施策立案に必要なデータの収集・分析
- ・ 収集データの見える化、解析ツール（データブック）の作成  
→都道府県等へ送付



### 歯科保健医療情報サイトの開発

- ・ 【歯科保健医療情報サイトの開発開始】  
掲載内容：歯科口腔保健に関する自治体事業の好事例（先進的な取組等）、自治体と大学・企業との連携取組事例、学術情報、自治体歯科口腔保健関連計画・条例、啓発資材・マニュアル、歯科保健関連統計データ等

